

改正後	改正前
<p>(学校の指定)</p> <p>第3条 児童生徒の入学又は転学するときの学校は、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。)の住所地の属する前条に規定する学校でなければならない。</p> <p>(承認の手続)</p> <p>第6条 前条の規定により承認を受けようとする児童生徒の保護者は、教育委員会に区域外学校入学届出書(山陽小野田市学校教育法施行細則(山陽小野田市教育委員会規則第141号)第2条第1項第5号に定める様式)を提出しなければならない。<u>ただし、保護者と児童生徒が別世帯の場合は、同一世帯に居住し児童生徒を養育する者(以下「養育者」という。)が区域外学校入学届出書を提出することができる。</u></p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により提出された区域外学校入学届出書を審査し、承認した場合は、区域外通学承認通知書(別記様式)を当該児童生徒の保護者(前項ただし書きに規定する養育者が提出した場合は当該養育者)及び学校長に送付するものとする。</p>	<p>(学校の指定)</p> <p>第3条 児童生徒の入学又は転学するときの学校は、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条第1項に規定する「保護者」をいう。以下同じ。)の住所地の属する前条に規定する学校でなければならない。</p> <p>(承認の手続)</p> <p>第6条 前条の規定により承認を受けようとする児童生徒の保護者は、教育委員会に区域外学校入学届出書(山陽小野田市学校教育法施行細則(山陽小野田市教育委員会規則第141号)第2条第1項第5号に定める様式)を提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により提出された区域外学校入学届出書を審査し、承認した場合は、区域外通学承認通知書(別記様式)を当該児童生徒の保護者及び学校長に送付するものとする。</p>

改正後

改正前

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

山陽小野田市立学校通学区域表

山陽小野田市立学校通学区域表

学校名		通学区域
略	略	略
厚狭中学校	厚狭小学校	随光 奥の浴 宗末 松ヶ瀬 平沼田 靱の木 高の巢 森広 湯の峠 福正寺 赤川 柳瀬 石束 不動寺原東 不動寺原西 不動寺原南 今市 厚狭緑ヶ丘 緑ヶ原団 地 成松一 成松二 加藤北 加藤中 加藤上 加藤南 本町五 西善寺 本町一 本町二 本町三 本町四 貴 船町東 貴船町西 殿町一 殿町二 殿町三 殿町四 殿町五 日化殿町社宅 野中 杣尻 杣尻一 杣尻二 杣尻県営住宅 杣山田 鴨庄上 鴨庄下 鴨庄西 西寄 千町一東 千町一西 千町二 千町三 千町四 千町五 常盤町 寝太郎町一 寝太郎町二 寝太郎町三 寝太郎 町四 末益 <u>桜1</u> 天満町一 天満町二 天満町三 広 瀬一 広瀬二 西山 陽光台 鋳物師屋 野田 西下津 一 西下津二 東下津 大谷 迫山 火薬町 アーデン ト厚狭 フクシア紫苑
	出合小学校	略
略	略	略

学校名		通学区域
略	略	略
厚狭中学校	厚狭小学校	随光 奥の浴 宗末 松ヶ瀬 平沼田 靱の木 高の巢 森広 湯の峠 福正寺 赤川 柳瀬 石束 不動寺原東 不動寺原西 不動寺原南 今市 厚狭緑ヶ丘 緑ヶ原団 地 成松一 成松二 加藤北 加藤中 加藤上 加藤南 本町五 西善寺 本町一 本町二 本町三 本町四 貴 船町東 貴船町西 殿町一 殿町二 殿町三 殿町四 殿町五 日化殿町社宅 野中 杣尻 杣尻一 杣尻二 杣尻県営住宅 杣山田 鴨庄上 鴨庄下 鴨庄西 西寄 千町一東 千町一西 千町二 千町三 千町四 千町五 常盤町 寝太郎町一 寝太郎町二 寝太郎町三 寝太郎 町四 末益 <u>あさ紫苑</u> 天満町一 天満町二 天満町三 広 瀬一 広瀬二 西山 陽光台 鋳物師屋 野田 西下 津一 西下津二 東下津 大谷 迫山 火薬町 アーデ ント厚狭 フクシア紫苑
	出合小学校	略
略	略	略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。